

？ 運営推進会議とは？

運営推進会議は、国の「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」に位置付けられており、『サービスの質の向上』や『透明な運営の確保を図る』ため、地域密着型サービス事業所においては、運営推進会議を開催することや会議録を作成し公表することが義務付けられています。

誰が参加するの？

利用者や利用者の家族、地域住民の代表者、市職員又は地域包括支援センター職員等から、地域密着型サービス事業所が、運営推進会議を設置し開催します。

事業所からは、事業所の代表者、管理者、計画作成担当者等が出席します。

いつ開催するの？

サービス種別	開催回数
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護 認知症対応型共同生活介護 小規模多機能型居宅介護 など	おおむね 2月に1回以上
定期巡回・随時対応型訪問介護看護※ 地域密着型通所介護 認知症対応型通所介護 など	おおむね 6月に1回以上

※定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、介護・医療連携推進会議を開催します。

どんなことを話し合うの？

地域密着型サービスを「地域に開かれたサービス」とするために、運営推進会議に対し、提供しているサービスの内容や事業所の活動状況等を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、参加者から質問や意見、助言等を受け付けます。

また、必ずしもテーマを設定する必要はありませんが、「日頃から困っていること」、「不安に思っていること」、「地域とのネットワーク形成につながること」など、あらかじめ具体的なテーマを決めておき、より有意義な双方向的な会議となるようにしましょう。

■活動状況の報告（例）

- ・利用者の状況
- ・事故やヒヤリハットの発生状況
- ・職員の入退職状況
- ・行事等の実施状況
- ・研修の実施状況
- ・助言や要望への対応状況 など

■テーマ（例）

- ・運営方針や特色
- ・認知症ケア
- ・非常時の対応
- ・法人の他のサービス
- ・終末期ケア
- ・地域行事への
- ・自己評価や外部評価
- ・感染症対策
- 参加 など

会議を開催した後は？

運営推進会議を開催したら、会議録を作成し、公表することが義務付けられています。どのようなメンバーにどのようなことを報告し、何を話し合い、どのような課題が見えてきたのか、今後どのように取り組んでいくのかなど、入居者やそのご家族、地域の方々などに確認していただけるよう、わかりやすい会議録を作成しましょう。

事 務 連 絡
令和 2 年 6 月 30 日

市内地域密着型サービス事業者 管理者 各位

鹿屋市高齢福祉課長

運営推進会議の取扱いについて

日頃は、本市の介護保険事業の推進に御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症について、5月25日に全国的な「緊急事態宣言」が解除になり、6月19日から県をまたいだ移動自粛も解除となりましたが、高齢者施設等における感染予防・集団感染防止対策については万全を期していく必要があることから、運営推進会議の取扱いについては、引き続き令和2年2月25日付「事業所において新型コロナウイルスに対する感染経路の遮断対策をとった場合の運営推進会議の取扱いについて（通知）」を継続します。（開催の可否については、各事業所で御判断ください）

また、運営推進会議の開催及び資料作成にあたっては、下記の2点について御注意いただきますようお願い申し上げます。

記

1 運営推進会議の開催について

（1）開催時

- ・「3つの密の回避」「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「こまめな換気」「手洗い・消毒等の手指衛生」をはじめとした基本的な感染予防対策を徹底してください。
- ・事業所内で行う場合には、利用者との接触を避けるような動線をなるべく工夫してください。
- ・会議に適した広い部屋があるのであれば、同一法人内の近隣事業所での開催も可能です。会場を変更する場合は事前に御連絡ください。
- ・委員の数が多く密になる場合は、委員の数を減らしても構いません。なお、欠席をお願いする委員には書類送付し、なるべく意見を求めてください。ただし、市職員（又は地域包括支援センター職員）は必ず参加となります。

(2) 書面による開催時

- ・開催予定日の3日前までには高齢福祉課に連絡してください。
- ・会議資料を高齢福祉課に提出してください。資料の送付はメールでも構いません。
- ・運営推進会議は、必要な要望、助言等を聴く機会を設けることを目的としているため、書類送付時に委員に意見を求めるようにしてください。

2 資料作成時の注意事項

(1) 個人情報について

- ・運営推進会議の資料は公開するものとなっているため、利用者の氏名等の取扱いには御配慮ください。(事故報告、利用者名簿等)

(2) 記載内容について

- ・「事故やヒヤリハットの発生状況」「職員の入退職の状況」「研修受講状況」は会議資料に必ず記載してください。

【問合せ先】

鹿屋市役所 高齢福祉課 給付管理係
担当：兒高(コタカ)
Tel：0994－31－1116

鹿 高 第 1613 号

令和 2 年 2 月 25 日

地域密着型サービス事業所 管理者 各位

鹿屋市保健福祉部

高齢福祉課

事業所において新型コロナウイルスに対する感染経路の遮断対策をとった場合の
運営推進会議の取扱いについて（通知）

本市における保健福祉行政の推進につきましては、日頃から御理解、御協力をいただき感謝申し上げます。

現在、各事業所においては感染症対策を徹底されているところかと思いますが、面会制限等、感染症の病原体を事業所の外部から持ち込まないよう措置をとった場合の、運営推進会議の取扱いについて、下記のとおりとしますのでお知らせします。

記

- 1 令和 2 年 2 月 26 日から当分の間、運営推進会議を延期または中止した場合であっても、運営基準違反とならない取扱いといたします。
- 2 なお、運営推進会議の開催を中止した場合において、次の 3 項目を満たした場合は運営推進会議を基準どおり開催したと見なすことといたします。

- ・出席予定者に対し資料等を送付し、運営状況等の報告を行い、事業所に対する評価、要望、助言等を受付けること。
- ・議事録に、本来の開催予定日、中止等の理由、上記の対応内容及び受けた評価等を記載し、事業所で保管、公表するとともに概ね 1 か月以内に市へ議事録等を提出すること。
- ・新型コロナウイルスが終息し、開催可能になった時点で速やかに運営推進会議を開催すること。

※上記は現時点での判断であり、今後の状況により変更する場合があります。

※本通知の内容は鹿屋市の判断であるため、他指定権者との判断が異なる場合があります。

<問合せ先>

鹿屋市保健福祉部高齢福祉課

電話 0994-31-1116（直通）

課長	課長補佐	係長	係回覧

運営推進会議及び介護医療連携推進会議 開催報告書

作成日：平成 年 月 日

※行数等は適宜調整して記載してください。 ※会議の内容が分かる資料を別紙として添付してください。

事業所名			
記入者		連絡先	
1 開催日時	平成 年 月 日 ()		
2 開催場所			
3 出席者			
(1) 委員	出 欠	氏 名	区 分
委員の数：計 名 (出席： 名)			
(2) 事業所	氏 名	職 種	
出席： 名			
4 活動状況報告 (定例行事等)	別紙のとおり		

5 運営状況報告			
(1) 事故	介護事故	○月：□件（誤嚥△件、転倒△件） ○月：□件（誤薬△件）	
	ヒヤリハット等	○月：□件（誤嚥△件、転倒△件） ○月：□件（誤薬△件）	
(2) 入退職等	入 職	○月：介護職 □名 ○月：介護職 □名	
	退 職	○月：計画作成担当者 □名 ○月：介護職 □名	
	異 動	○月：介護職 1 名 GH□□管理者へ	
(3) 研修	開催日	研 修 名 称	受講者職氏名
	○月○日	□□□□研修	介護職 △△
	○月○日	□□□□研修	管理者 △△
	○月○日	□□□□研修	介護職 △△
6 報告事項に関する評価、意見等			
7 要望・助言・質問等			
①			
②			
③			
④			
⑤			
⑥			
8 要望・助言・質問等に対する考え方、回答等			
①			
②			
③			
④			
⑤			
⑥			
9 その他周知事項、特記事項等			
①			
②			
③			
④			
⑤			
⑥			

4.(2)⑭ 外部評価に係る運営推進会議の活用

概要

【認知症対応型共同生活介護★】

- 認知症グループホームにおいて求められている「第三者による外部評価」について、業務効率化の観点から、既存の外部評価（都道府県が指定する外部評価機関によるサービスの評価）は維持した上で、小規模多機能型居宅介護等と同様に、自らその提供するサービスの質の評価（自己評価）を行い、これを市町村や地域包括支援センター等の公正・中立な立場にある第三者が出席する運営推進会議に報告し、評価を受けた上で公表する仕組みを制度的に位置付け、当該運営推進会議と既存の外部評価による評価のいずれかから「第三者による外部評価」を受けることとする。【省令改正】

基準

<現行>

自らサービスの質の評価を行うとともに、外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表。

<改定後>

自らサービスの質の評価を行うとともに、
次のいずれかの評価を受けて、それらの結果を公表。

i 外部の者による評価

ii 運営推進会議における評価

事業所が、運営推進会議と外部評価のいずれかを選択

	定期巡回・ 随時対応型 訪問介護看護	地域密着型通所 介護・認知症対 応型通所介護	小規模多機能型 居宅介護	認知症グループ ホーム	地域密着型特定 施設入居者生活 介護	地域密着型介護 老人福祉 施設	看護小規模多機 能型居宅 介護
運営推進 会議	○ 6月に1回以上 開催 1年に1回以上 は自己評価及び 外部評価を実施	○ 6月に1回以上 開催	○ 2月に1回以上 開催 1年に1回以上 は自己評価及び 外部評価を実施	○ 2月に1回以上 開催 <u>追加 1年に1回以上 は自己評価及び 外部評価を実施</u>	○ 2月に1回以上 開催	○ 2月に1回以上 開催	○ 2月に1回以上 開催 1年に1回以上 は自己評価及び 外部評価を実施
外部評価	— ※H27～ 介護・医療連携 推進会議に統合	—	— ※H27～ 運営推進会議に 統合	○ 都道府県が指定 する外部評価機 関によるサービ スの評価を受け、 結果を公表	—	—	— ※H27～ 運営推進会議に 統合

自己評価・外部評価・運営推進会議活用ツール

No.	タイトル	評価項目	自己評価	記述	運営推進会議で話しあった内容	外部評価	記述
Ⅰ.理念・安心と安全に基づく運営							
1	理念の共有と実践	地域密着型サービスの意義をふまえた事業所理念をつくり、管理者と職員は、その理念を共有して実践につなげている	A. 充分にできている B. ほぼできている C. あまりできていない D. ほとんどできていない				
2	事業所と地域とのつきあい	事業所は、利用者が地域とつながりながら暮らし続けられるよう、認知症の人の理解や支援の方法などを共有し、事業所自体が地域の一員として日常的に交流している	A. 充分にできている B. ほぼできている C. あまりできていない D. ほとんどできていない				
3	運営推進会議を活かした取り組み	運営推進会議では、利用者やサービスの実際、評価への取り組み状況等について報告や話し合いを行い、そこでの意見をサービス向上に活かしている	A. 充分にできている B. ほぼできている C. あまりできていない D. ほとんどできていない				
4	市町村との連携	市町村担当者と日頃から連絡を密に取り、事業所の実情やケアサービスの取り組みを積極的に伝えながら、協力関係を築くように取り組んでいる	A. 充分にできている B. ほぼできている C. あまりできていない D. ほとんどできていない				
5	身体拘束をしないケアの実践	代表者および全ての職員が「介護保険法指定基準における禁止の対象となる具体的な行為」を正しく理解しており、玄関の施錠を含めて身体拘束をしないケアに取り組んでいる	A. 充分にできている B. ほぼできている C. あまりできていない D. ほとんどできていない			A. 充分にできている B. ほぼできている C. あまりできていない D. ほとんどできていない	
6	虐待の防止の徹底	管理者や職員は、高齢者虐待防止関連法について学ぶ機会を持ち、利用者の自宅や事業所内での虐待が見過ごされることがないように注意を払い、防止に努めている	A. 充分にできている B. ほぼできている C. あまりできていない D. ほとんどできていない			A. 充分にできている B. ほぼできている C. あまりできていない D. ほとんどできていない	
7	権利擁護に関する制度の理解と活用	管理者や職員は、日常生活自立支援事業や成年後見制度について学ぶ機会を持ち、個々の必要性を関係者と話し合い、それらを活用できるよう支援している	A. 充分にできている B. ほぼできている C. あまりできていない D. ほとんどできていない				

8	契約に関する説明と納得	契約の締結、解約また改定等の際は、利用者や家族等の不安や疑問点を尋ね、十分な説明を行い理解・納得を図っている	A. 十分にできている B. ほぼできている C. あまりできていない D. ほとんどできていない				
9	運営に関する利用者、家族等意見の反映	利用者や家族等が意見、要望を管理者や職員ならびに外部者へ表せる機会を設け、それらを運営に反映させている	A. 十分にできている B. ほぼできている C. あまりできていない D. ほとんどできていない			A. 十分にできている B. ほぼできている C. あまりできていない D. ほとんどできていない	
10	運営に関する職員意見の反映	代表者や管理者は、運営に関する職員の意見や提案を聞く機会を設け、反映させている	A. 十分にできている B. ほぼできている C. あまりできていない D. ほとんどできていない				
11	就業環境の整備	代表者は、管理者や職員個々の努力や実績、勤務状況を把握し、給与水準、労働時間、やりがいなど、各自が向上心を持って働けるよう職場環境・条件の整備に努めている	A. 十分にできている B. ほぼできている C. あまりできていない D. ほとんどできていない			A. 十分にできている B. ほぼできている C. あまりできていない D. ほとんどできていない	
12	職員を育てる取り組み	代表者は、管理者や職員一人ひとりのケアの実際と力量を把握し、法人内外の研修を受ける機会の確保や、働きながらトレーニングしていくことを進めている	A. 十分にできている B. ほぼできている C. あまりできていない D. ほとんどできていない			A. 十分にできている B. ほぼできている C. あまりできていない D. ほとんどできていない	
13	同業者との交流を通じた向上	代表者は、管理者や職員が同業者と交流する機会を作り、ネットワークづくりや勉強会、相互訪問等の活動を通じて、サービスの質を向上させていく取り組みをしている	A. 十分にできている B. ほぼできている C. あまりできていない D. ほとんどできていない				
14	本人と共に過ごし支えあう関係	職員は、本人を介護される一方の立場におかず、暮らしを共にする者同士の関係を築いている	A. 十分にできている B. ほぼできている C. あまりできていない D. ほとんどできていない				
15	馴染みの人や場との関係継続の支援	本人がこれまで大切にしてきた馴染みの人や場所との関係が途切れないよう、支援に努めている	A. 十分にできている B. ほぼできている C. あまりできていない D. ほとんどできていない				

Ⅱ. その人らしい暮らしを続けるためのケアマネジメント							
16	思いや意向の把握	一人ひとりの思いや暮らし方、生活環境、一日の過ごし方の希望や意向の把握に努めている。	A. 充分にできている B. ほぼできている C. あまりできていない D. ほとんどできていない				
17	チームでつくる介護計画とモニタリング	本人がより良く暮らすための課題とケアのあり方について、本人、家族、必要な関係者と話し合い、それぞれの意見やアイデアを反映し、現状に即した介護計画を作成している	A. 充分にできている B. ほぼできている C. あまりできていない D. ほとんどできていない			A. 充分にできている B. ほぼできている C. あまりできていない D. ほとんどできていない	
18	個別の記録と実践への反映	日々の様子やケアの実践・結果、気づきや工夫を個別記録に記入し、職員間で情報を共有しながら実践や介護計画の見直しに活かしている	A. 充分にできている B. ほぼできている C. あまりできていない D. ほとんどできていない			A. 充分にできている B. ほぼできている C. あまりできていない D. ほとんどできていない	
19	一人ひとりを支えるための事業所の多機能化	本人や家族の状況、その時々生まれるニーズに対応して、既存のサービスに捉われない、柔軟な支援やサービスの多機能化に取り組んでいる	A. 充分にできている B. ほぼできている C. あまりできていない D. ほとんどできていない				
20	地域資源との協働	一人ひとりの暮らしを支えている地域資源を把握し、本人が心身の力を発揮しながら安全で豊かな暮らしを楽しむことができるよう支援している	A. 充分にできている B. ほぼできている C. あまりできていない D. ほとんどできていない				
21	かかりつけ医の受診支援	受診は、本人及び家族等の希望を大切にし、納得が得られたかかりつけ医と事業所の関係を築きながら、適切な医療を受けられるように支援している	A. 充分にできている B. ほぼできている C. あまりできていない D. ほとんどできていない				
22	入退院時の医療機関との協働	利用者が入院した際、安心して治療できるように、また、できるだけ早期に退院できるように、病院関係者との情報交換や相談に努めている。あるいは、そうした場合に備えて病院関係者との関係づくりを行っている。	A. 充分にできている B. ほぼできている C. あまりできていない D. ほとんどできていない			A. 充分にできている B. ほぼできている C. あまりできていない D. ほとんどできていない	
23	重度化や終末期に向けた方針の共有と支援	重度化した場合や終末期のあり方について、早い段階から本人・家族等と話し合いを行い、事業所でできることを十分に説明し	A. 充分にできている B. ほぼできている			A. 充分にできている B. ほぼできている	

		ながら方針を共有し、地域の関係者と共に チームで支援に取り組んでいる	C. あまりできていない D. ほとんどできていない			C. あまりできていない D. ほとんどできていない	
24	急変や事故発生時の備え	利用者の急変や事故発生時に備えて、全ての職員は応急手当や初期対応の訓練を定期的に行い、実践力を身に付けている	A. 充分にできている B. ほぼできている C. あまりできていない D. ほとんどできていない				
25	災害対策	火災や地震、水害等の災害時に、昼夜を問わず利用者が避難できる方法を全職員が身につけるとともに、地域との協力体制を築いている	A. 充分にできている B. ほぼできている C. あまりできていない D. ほとんどできていない			A. 充分にできている B. ほぼできている C. あまりできていない D. ほとんどできていない	
Ⅲ. その人らしい暮らしを続けるための日々の支援							
26	一人ひとりの尊重とプライバシーの確保	一人ひとりの人格を尊重し、誇りやプライバシーを損ねない言葉かけや対応をしている	A. 充分にできている B. ほぼできている C. あまりできていない D. ほとんどできていない			A. 充分にできている B. ほぼできている C. あまりできていない D. ほとんどできていない	
27	日々のその人らしい暮らし	職員側の決まりや都合を優先するのではなく、一人ひとりの日常生活における希望や意向、暮らしのペースを大切にし、その日をどのように過ごしたいか、希望にそって支援している	A. 充分にできている B. ほぼできている C. あまりできていない D. ほとんどできていない				
28	食事を楽しむことのできる支援	食事が楽しみなものになるよう、一人ひとりの好みや力を活かしながら、利用者と職員が一緒に準備や食事、片付けをしている	A. 充分にできている B. ほぼできている C. あまりできていない D. ほとんどできていない			A. 充分にできている B. ほぼできている C. あまりできていない D. ほとんどできていない	
29	栄養摂取や水分確保の支援	食べる量や栄養バランス、水分量が一日を通じて確保できるよう、一人ひとりの状態や力、習慣に応じた支援をしている	A. 充分にできている B. ほぼできている C. あまりできていない D. ほとんどできていない				
30	口腔内の清潔保持	口の中の汚れや臭いが生じないよう、毎食後、一人ひとりの口腔状態や本人の力に応じた口腔ケアをしている	A. 充分にできている B. ほぼできている C. あまりできていない D. ほとんどできていない			A. 充分にできている B. ほぼできている C. あまりできていない D. ほとんどできていない	

31	排泄の自立支援	排泄の失敗やおむつの使用を減らし、一人ひとりの力や排泄のパターン、習慣を活かして、トイレでの排泄や排泄の自立にむけた支援、便秘の予防等、個々に応じた予防に取り組んでいる	A. 十分にできている B. ほぼできている C. あまりできていない D. ほとんどできていない			A. 十分にできている B. ほぼできている C. あまりできていない D. ほとんどできていない	
32	入浴を楽しむことができる支援	一人ひとりの希望やタイミングに合わせて入浴を楽しめるように、職員の都合で曜日や時間帯を決めてしまわずに、個々にそった支援をしている	A. 十分にできている B. ほぼできている C. あまりできていない D. ほとんどできていない				
33	安眠や休息の支援	一人ひとりの生活習慣やその時々状況に応じて、休息したり、安心して気持ちよく眠れるよう支援している	A. 十分にできている B. ほぼできている C. あまりできていない D. ほとんどできていない				
34	服薬支援	一人ひとりが使用している薬の目的や副作用、用法や用量について理解しており、服薬の支援と症状の変化の確認に努めている	A. 十分にできている B. ほぼできている C. あまりできていない D. ほとんどできていない			A. 十分にできている B. ほぼできている C. あまりできていない D. ほとんどできていない	
35	役割、楽しみごとの支援	張り合いや喜びのある日々を過ごせるように、一人ひとりの生活歴や力を活かした役割、嗜好品、楽しみごと、気分転換等の支援をしている	A. 十分にできている B. ほぼできている C. あまりできていない D. ほとんどできていない				
36	日常的な外出支援	一人ひとりのその日の希望にそって、戸外に出かけられるよう支援に努めている。また、普段は行けないような場所でも、本人の希望を把握し、家族や地域の人々と協力しながら出かけられるように支援している	A. 十分にできている B. ほぼできている C. あまりできていない D. ほとんどできていない				
37	お金の所持や使うことの支援	職員は、本人がお金を持つことの大切さを理解しており、一人ひとりの希望や力に応じて、お金を所持したり使えるように支援している	A. 十分にできている B. ほぼできている C. あまりできていない D. ほとんどできていない				
38	電話や手紙の支援	家族や大切な人に本人自らが電話をしたり、手紙のやり取りができるように支援をしている	A. 十分にできている B. ほぼできている C. あまりできていない D. ほとんどできていない				

39	居心地のよい共用 空間づくり	建物内部は一人ひとりの身体機能やわかる力を活かして、安全かつできるだけ自立した生活が送れるように工夫している。共用の空間が、利用者にとって不快や混乱をまねくような刺激がないように配慮し、生活感や季節感を採り入れて、一人ひとりが居心地よく過ごせるような工夫をしている	A. 十分にできている B. ほぼできている C. あまりできていない D. ほとんどできていない			A. 十分にできている B. ほぼできている C. あまりできていない D. ほとんどできていない	
IV. 本人暮らしの状況把握・確認項目（利用者一人ひとりの確認項目）							
40	本人主体の暮らし	本人は、自分の思い、願い、日々の暮らし方の意向に沿った暮らしができている	A. 十分にできている B. ほぼできている C. あまりできていない D. ほとんどできていない				
41		本人は、自分の生活歴や友人関係、暮らしの習慣、特徴など様々な情報をもとに、ケア・支援を受けることができる	A. 十分にできている B. ほぼできている C. あまりできていない D. ほとんどできていない				
42		本人は、自分の健康面・医療面・安全面・環境面について、日々の状況をもとに、ケア・支援を受けることができる	A. 十分にできている B. ほぼできている C. あまりできていない D. ほとんどできていない			A. 十分にできている B. ほぼできている C. あまりできていない D. ほとんどできていない	
43	生活の継続性	本人は、自分のペースで、これまでの暮らしの習慣にあった生活ができている	A. 十分にできている B. ほぼできている C. あまりできていない D. ほとんどできていない				
44		本人は、自分のなじみのものや、大切にしているものを、身近（自室等）に持つことができている	A. 十分にできている B. ほぼできている C. あまりできていない D. ほとんどできていない			A. 十分にできている B. ほぼできている C. あまりできていない D. ほとんどできていない	
45		本人は、自分の意向、希望によって、戸外に出かけることや、催（祭）事に参加することができる	A. 十分にできている B. ほぼできている C. あまりできていない D. ほとんどできていない				

46	本人が持つ力の活用	本人は、自分ができること・できないこと、わかること・わからないことを踏まえた、役割や、楽しみごとを行うことができる	A. 十分にできている B. ほぼできている C. あまりできていない D. ほとんどできていない				
47		本人は、自分がいきいきと過ごす会話のひと時や、活動場面を日々の暮らしの中で得ることができる	A. 十分にできている B. ほぼできている C. あまりできていない D. ほとんどできていない			A. 十分にできている B. ほぼできている C. あまりできていない D. ほとんどできていない	
48		本人は、自分なりに近隣や地域の人々と関わったり、交流することができる	A. 十分にできている B. ほぼできている C. あまりできていない D. ほとんどできていない				
49	総合	本人は、この GH にいることで、職員や地域の人々と親しみ、安心の日々、よりよい日々をおくることができる	A. 十分にできている B. ほぼできている C. あまりできていない D. ほとんどできていない			A. 十分にできている B. ほぼできている C. あまりできていない D. ほとんどできていない	

く、会議の議題に応じて、適切な関係者が参加することで足りるものである。

- ・ ただし、運営推進会議のうち、今般の見直しにより導入する「運営推進会議を活用した評価」として実施するものについては、市町村職員又は地域包括支援センター職員、認知症対応型共同生活介護に知見を有し公正・中立な第三者の立場にある者の参加が必須である。

問 26 今般、認知症グループホームにおける第三者評価は、外部の者による評価と運営推進会議における評価のいずれかから受けることとされたが、運営推進会議における評価を実施した場合、第三者評価及び運営推進会議の両方を開催したものとして取り扱うのか。

(答)

- ・ 貴見のとおり。
- ・ なお、今回の改定は、運営推進会議の開催頻度について現行のおおむね年間6回（2月に1回）以上開催することを変更するものではなく、このうち1回以上をサービスの質を評価する回としてよいという意味であること。

問 27 「「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」第97条第8項等に規定する自己評価・外部評価の実施等について」において、事業所の外部評価の実施回数について、本来1年に1回以上のところ、2年に1回とすることができる場合の要件の一つとして「過去に外部評価を5年間継続して実施している」ことが挙げられているが、運営推進会議における評価を行った場合、外部評価を実施したとみなして継続年数に算入することができるか。

(答)

できない。継続年数に算入することができるのは、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第97条第8項第1号に規定する外部の者による評価を行った場合に限られる。

市内認知症対応型共同生活介護事業所 管理者 各位

鹿屋市高齢福祉課長

新型コロナウイルス感染症に係る地域密着型サービス外部評価の実施回数の取扱いについて（通知）

本市における介護保険事業の推進につきましては、日頃から御協力いただき感謝申し上げます。

さて、地域密着型サービス外部評価（以下「外部評価」という。）につきましては、鹿児島県地域密着型サービス外部評価実施要領（以下「実施要領」という。）に基づき、外部評価の実施回数に対する緩和措置（2年に1回）を講じているところですが、これにつきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、臨時的な取扱いとして下記のとおり取り扱うこととしますので通知します。

なお、外部評価を実施しない場合においても自己評価は実施し、高齢福祉課給付管理係まで御提出ください。

記

1 実施要領第4条に基づく実施回数の緩和措置について

（1）緩和要件「過去に外部評価を5年間連続していること（要領第4条（2）」について

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、外部評価を実施しなかった年度は、実施回数に含まれない。ただし、連続実施は中断しない取扱いとする。

事例1：新規に緩和措置を受けることとなる事業所

平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
実施	実施	実施	実施	未実施	実施	免除
← 継続実施と見なす				→		

事例2：過去に緩和措置を受けたことのある事業所

平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
実施	免除	実施	免除	未実施	実施	免除
← 継続実施と見なす				→		

（2）緩和要件「運営推進会議を過去1年間に6回以上開催していること（要領第4条（イ）」

6回未満の実施であっても、やむを得ない事由があると関係市町村が判断する場合は、要件を満たしているものとして取り扱う。（「適用要件確認書」にやむを得ない事由を記載する。）

2 適用期間

令和2年4月1日から遡及して当分の間

【問合せ先】

鹿屋市役所 高齢福祉課 給付管理係
担当：児高(コタカ)
Tel：0994-31-1116